概要版

第３期 江差町子ども・子育て支援事業計画
第２期 江差町子どもの未来応援計画
（貧困対策推進計画）

計画期間：令和７年度～令和 11 年度

子どもの幸せを第一に考え、
すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い
子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します

▶「江差町子ども・子育て支援事業計画」の背景と趣旨

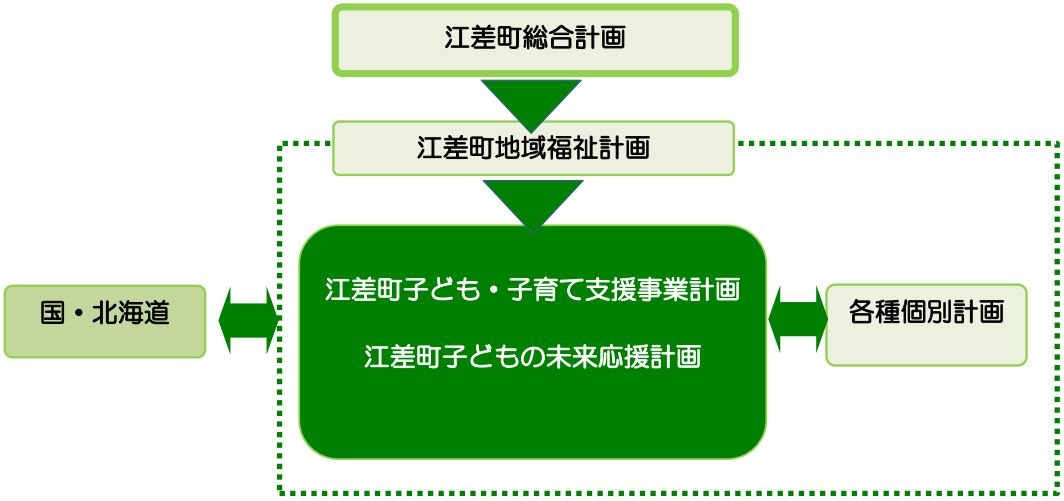
江差町では、「江差町子ども・子育て支援事業計画（第２期計画）」（計画期間：令和２年度～令和６年度）及び「第１期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）」（計画期間：令和２年度～令和６年度）を策定し、子どもと保護者への支援により、安心・安全な子育て環境を整備し、子ども一人ひとりが健やかに育つ社会を実現することを目的とした各施策を一体的に推進してきました。

両計画は、令和６年３月末をもって計画期間が終了となることから、国の動向及び各計画の成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進していくために次期計画を策定します。

▶計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「こどもの貧困対策推進計画（子どもの未来応援計画）」を包含した一体的な計画として位置付けます。

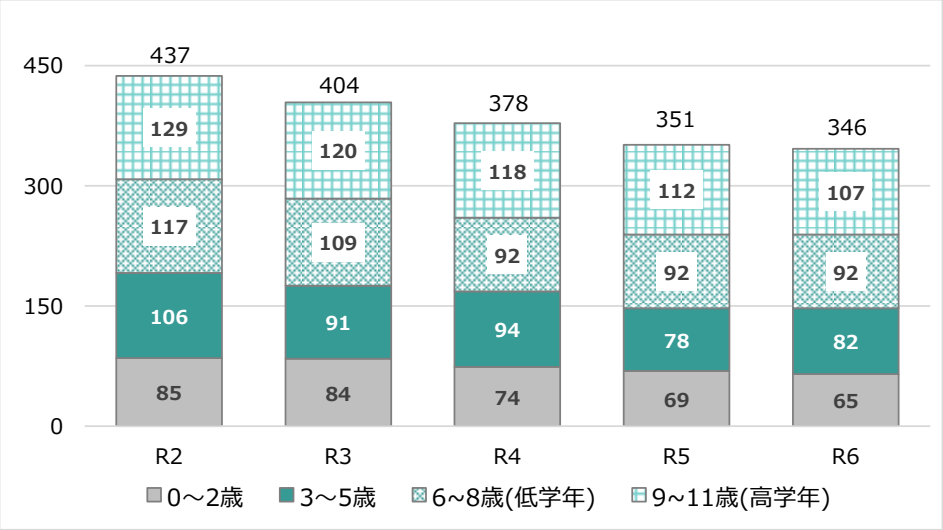
また、本計画は、第６次江差町総合計画（2020 年～2029 年）の部門別計画として、関連する諸計画との整合性を保ちながら策定します。



▶江差町の現状

■児童数の推移

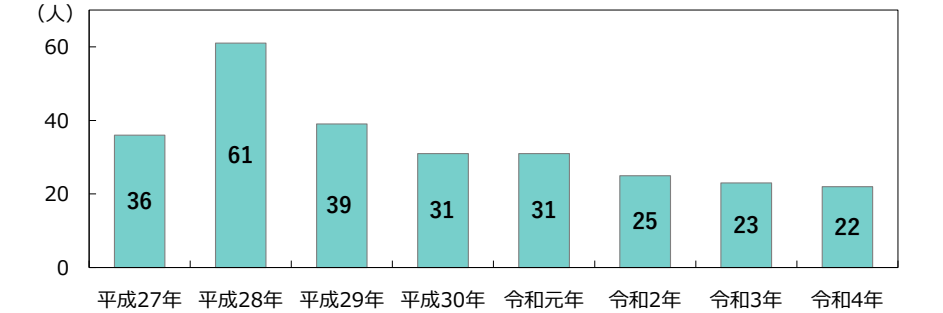
本町の小学生以下の児童数は減少傾向にあり、令和２年には 437 人だった人口が、令和６年には 346 人となっています。



（資料：住民基本台帳）

■出生数の推移

本町の出生数は平成 29 年以降、減少傾向にあり、令和２年以降は 30 人を切っています。

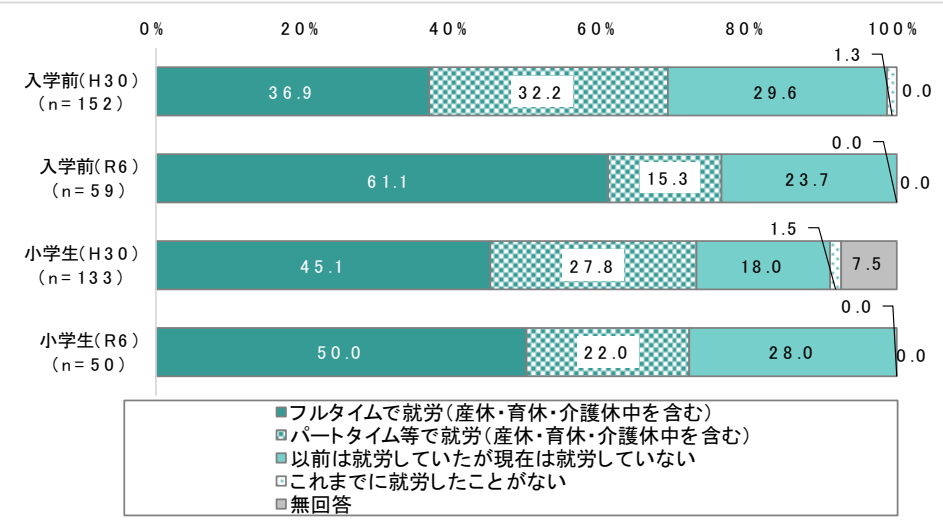


（資料：人口動態調査）

■母親の就労状況

産休等休業中を含めフルタイム・パートタイム等で「就労している」方は小学校入学前児童保護者の 76.4%、小学生児童保護者の 72.0%となっています。

母親の就労している割合は前回と同程度となっていますが、フルタイム就労者が微増しています。



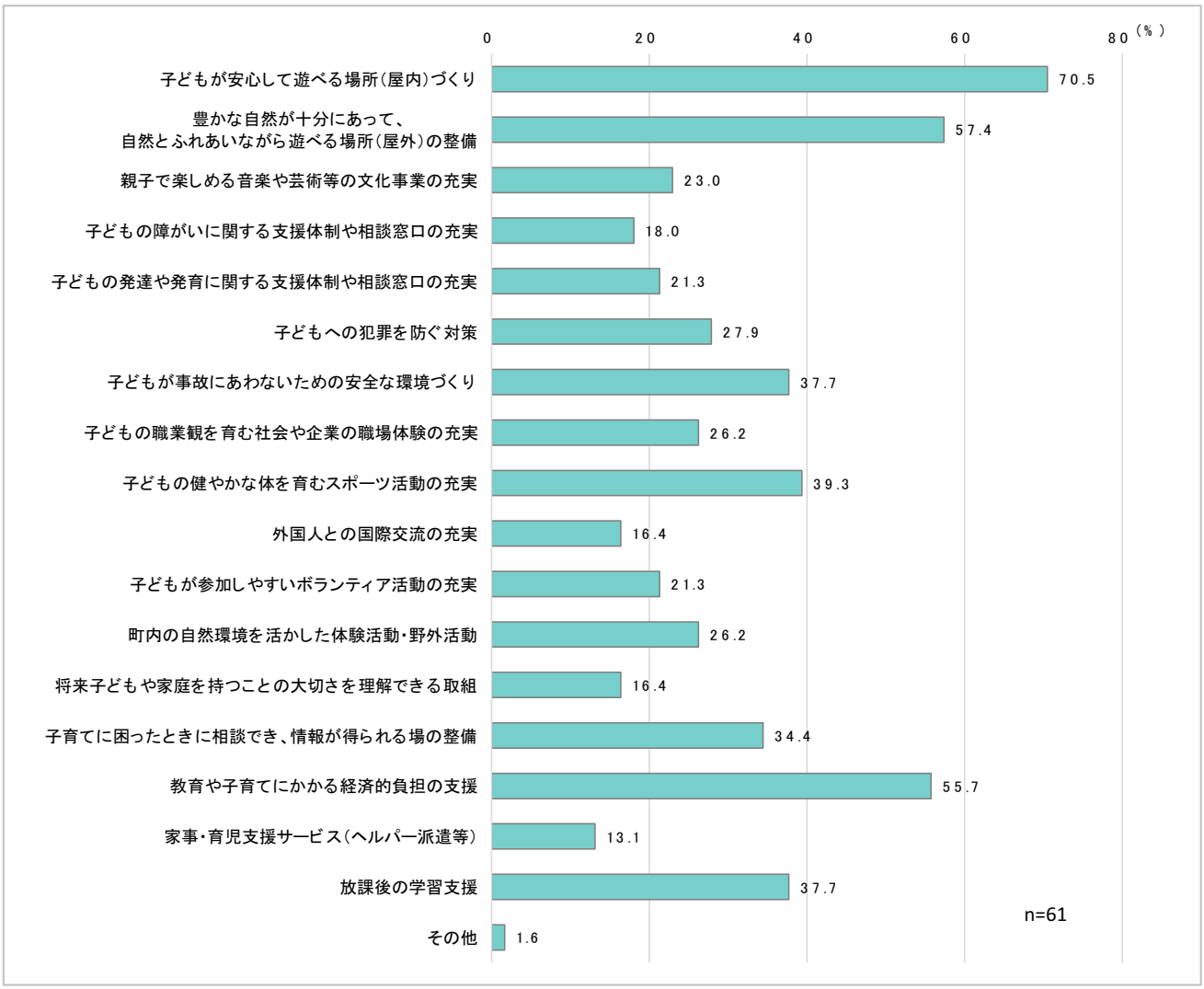
（資料：子ども・子育てニーズ調査、調査期間：令和６年２月～３月）

▶江差町の現状

■子どもを生み育てやすいまちになるために、保護者が望む施策

「子どもが安心して遊べる場所（屋内）づくり」の割合が最も高く、次いで「豊かな自然が十分にあって、自然とふれあいながら遊べる場所（屋外）の整備」、「教育や子育てにかかる経済的負担の支援」と続きます。

全体として、経済的支援よりも子どもの居場所づくりを課題と考える子育て世帯が多いものと考えられます。



（資料：子どもの生活実態調査、調査期間：令和６年２月～３月）

▶計画の基本的な考え方・体系

子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての根本的な責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、次の基本理念と６つの基本目標を定めます。またそれぞれの基本目標を達するために 13 の基本施策を定めます。

【 基 本 理 念 】

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

基本目標１　のびのび子育て

教育・保育・子育てサービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

（１）教育・保育の提供体制の充実
（２）教育・保育・子育て支援サービスの質の向上
（３）子育て世帯への経済的支援

＜施策＞
・認可保育所・認定こども園等の設置・運営
・一時預かり事業、慣らし保育等
・放課後児童対策事業
・給食費補助、子育て応援券交付事業
・子ども医療費助成事業　など

基本目標２　すこやか子育て

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康を支援します。

（１）母子の健康づくりの推進
（２）相談支援体制の充実

＜施策＞
・母子健康手帳交付、妊産婦健診、妊婦訪問
・不妊相談、不妊治療費助成事業
・新生児訪問、乳幼児相談、乳幼児健診
・地域子育て支援センター事業　など

基本目標３　あんしん子育て

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

（１）子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
（２）子どもの安全の確保

＜施策＞
・公園整備事業
・安全な歩道整備事業
・交通安全の推進
・地域防犯体制づくりの推進　など

基本目標４　みんなで子育て

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

（１）確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成
（２）家庭や地域による子どもの育ち支援

＜施策＞
・ティーム・ティーチングや少人数指導の実施
・幼保小中の一貫した取組
・スポーツ少年団活動・地域子ども会活動支援
・子どもの居場所づくり事業の推進　など

基本目標５　つながる子育て

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

（１）児童虐待防止対策の推進
（２）障がい支援施策の推進
（３）ひとり親家庭に対する支援の充実

＜施策＞
・児童虐待早期発見事業
・第１期江差町障がい福祉プランの推進
・特別支援教育支援員事業
・ひとり親家庭医療費助成事業　など

基本目標６　はばたく子育て

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

（１）子どもの未来を応援する施策の推進

＜施策＞
・生活就労サポートセンターひやまとの連携
・放課後学習の実施
・子どもの未来応援事業（学習支援）　など

▶子ども・子育て支援事業計画の推進

子ども・子育て支援法第 61 条第１項の規定により、国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）です。

●幼児期の教育・保育事業●

対象者		認定区分	給付の内容	対象施設・事業
満３歳以上	教育を希望する（保育の必要性がない）子ども	１号認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満３歳以上	保育を必要とする子ども	２号認定	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園
満３歳未満	保育を必要とする子ども	３号認定	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

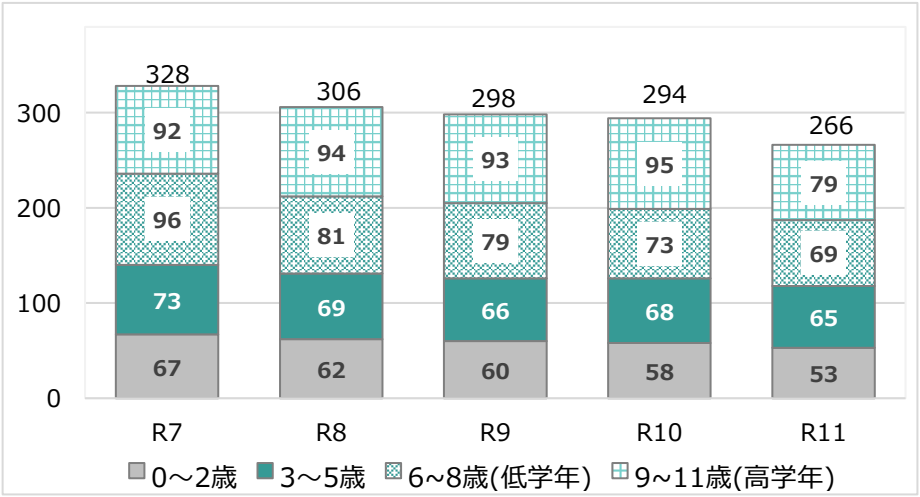
※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。（短時間＝最長８時間・標準時間＝最長 11 時間）

●地域子ども・子育て支援事業●

①利用者支援事業
②時間外保育事業
③放課後児童健全育成事業
④子育て短期支援事業
⑤地域子育て支援拠点事業
⑥一時預かり事業
⑦病児・病後児保育事業
⑧子育て援助活動支援事業
⑨乳児家庭全戸訪問事業
⑩養育支援訪問事業
※子育て世帯訪問事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業等が新設予定
⑪妊婦健康診査事業
⑫産後ケア事業
⑬実費徴収に係る補足給付事業
⑭多様な主体の参加促進事業

（１）計画期間の子ども人口の見通し

本町の０～11 歳の子ども人口の見通しとして、令和 11 年には 266 人（就学前児童合計 118 人、小学生合計 148 人）と、減少することが見込まれます。



（令和 2～6 年４月１日現在の住民基本台帳人口をもとに「コーホート変化率法」により推計）

▶子ども・子育て支援事業計画の推進

（2）教育・保育の確保方策

本町の教育・保育施設としては、令和６年度現在、町立保育所３園、私立認定こども園が１園あります。町立保育所については、令和８年度に日明保育園と水堀保育園の統合を予定しています。

■保育所

令和７年度

	認可定員	開園時間
かもめ保育園	100 人	開所時間　：　7：30～18：00 延長保育　：　～19：00
日明保育園	35 人	開所時間　：　7：30～18：00 延長保育　：　～19：00
水堀保育園	35 人	開所時間　：　7：30～18：00 延長保育　：　～19：00

令和８年度～

	認可定員	開園時間
かもめ保育園	100 人	開所時間　：　7：30～18：00 延長保育　：　～19：00
新保育園 （日明保育園 水堀保育園）	35 人	開所時間　：　7：30～18：00 延長保育　：　～19：00

■認定こども園

	認可定員		開園時間
江差幼稚園	保育を必要とする （保育所機能）	25 人	開所時間　：　7：30～18：30 延長保育　：　～19：30
	保育を必要としない （幼稚園機能）	35 人	登園時間　：　8：30～9：30 降園時間　：　13：30～ 預かり保育　：　13：30～17：00

「（２号）学校教育希望」：保育認定（２号）のうち、幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるもの

- 児童人口は減少傾向にありますが、就労している母親が年々増加しており、特にフルタイム勤務の方が増加しています。そのため、１号認定のニーズは減少する一方で、２号及び３号認定のニーズが増加傾向にあります。
- 就学前の保育・教育とも、町全体として供給に余力が出てくる見込みのため、量的拡充や新規事業についての検討は行いません。今後の就学前児童人口の推移を注視しながら、１号認定及び２号認定の定員を見直し、質の担保のできる供給体制の維持に努めます。
- 満３歳未満の子ども（保育の必要性のある子どもを除く）を対象とした乳児等通園支援事業について、令和８年度からの開始に向けて、検討を行います。

（3）地域子ども・子育て支援事業確保方策

区分		量の見込み		概要
事　業　名	実　施　年　度	令和7年度	令和11年度	
①利用者支援事業	量の見込み（か所）	2	2	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報提供・相談・助言等を行い、調整を行う事業
	確保方策（か所）	2	2	
①妊婦等包括相談支援事業（3 回）新設	量の見込み（件/年）	54	60	
	確保方策（件/年）	54	60	
②時間外保育事業 ／1か所	量の見込み（人/月）	0	0	通常の利用日及び利用時間以外において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
	確保方策（人/月）	0	0	
③放課後児童健全育成事業 ／3か所（江差小学校・南が丘小学校・江差北小学校）	量の見込み1-3年（人）	29	22	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
	量の見込み4-6年（人）	6	6	
	量の見込み合計（人）	35	28	
	確保方策（人）	80	80	
④子育て短期支援事業	量の見込み（人/年）	0	0	保護者の疾病等により、子どもの養育が一時的に困難な場合に児童を養護施設等で預かる事業
	確保方策（人/年）	0	0	
⑤地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）／1か所	量の見込み（人/年）	293	247	地域の子育て中の家庭の交流促進や育児相談等を行う事業
	確保方策（人/年）	293	247	
⑥一時預かり事業 （幼稚園）／1か所	量の見込み1号（人/年）	83	71	家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預り、保護を行う事業
	確保方策（人/年）	83	71	
⑥一時預かり事業 （保育所）／3か所	量の見込み（人/年）	6	5	
	確保方策（人/年）	6	5	
⑦病児・病後児保育事業	量の見込み（人/年）	285	231	病気の児童について、病院等に敷設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業
	確保方策（人/年）	検討		
⑧子育て援助活動支援事業 （ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業）	量の見込み（か所）	0	0	児童の預かり等の援助を受けたい者と、援助をしたい者との相互援助活動の連絡、調整を行う事業生
	確保方策（か所）	0	0	
⑨乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み（人/年）	20	16	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、支援に関する情報提供等を行う事業
	確保方策（人/年）	20	16	
⑩養育支援訪問事業	量の見込み（人/年）	13	11	特に養育支援が必要とされる家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が支援を行う事業
	確保方策（人/年）	13	11	
⑩子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業　新設	量の見込み（人/年）	0	0	
	確保方策（人/年）	検討		
⑪妊婦健康診査事業（14 回）	量の見込み（件/年）	280	224	妊婦に対して、妊娠期間中の適切な医学的検査を実施する事業
	確保方策（件/年）	280	224	
⑫産後ケア事業　新設	量の見込み（件/年）	1	1	出産後一年を経過しない母子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助などを行う事業
	確保方策（件/年）	1	1	
⑬実費徴収に係る補足給付事業	確保方策	検討		保護者の所得等を勘案して、教育・保育に必要な物の購入費用等を助成する事業
⑭多様な主体の参加促進事業	確保方策	検討		新規参入事業者に対し相談等を行い、参入を促進するための事業

＜概要版＞

第3期 江差町子ども・子育て支援事業計画・第2期 江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）

令和7年3月

江差町役場　町民福祉課　TEL：0139-52-6720　　FAX：0139-52-5666